

医療福祉費支給制度(マル福) 受給するには申請が必要です



1 医療福祉費支給制度(通称マル福)とは

健康保険証を使って医療機関等にかかれた際の、医療費の一部を助成する制度です。
マル福を受給するには、**申請が必要**になります。
(対象外) 保険外のもの

定期健診、予防接種、差額ベッド代、入院時の食事代、おむつ代、文書料など。

2 対象となる方

潮来市に住所があり、各種の健康保険に加入している方のうち、次の①～④のいずれかに該当する方です。受給をするには、申請が必要になります。**※①小児マル福 ②妊産婦マル福以外は所得制限があります。**

① 小児(所得制限なし) 0歳から18歳まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)

年齢区分	県 所得制限内	県 所得制限超
0歳～小学6年生	ピンク色の受給者証(外来・入院)	ラベンダー色の受給者証(外来・入院)
中学1年生～18歳	ピンク色の受給者証(入院のみ) ラベンダー色の受給者証(外来のみ)	

<ピンク色の受給者証>

<ラベンダー色の受給者証>

② 妊産婦(所得制限なし)

・母子手帳の交付を受けた妊産婦

(母子手帳交付の月の初日から出産日(流産・死産を含む)の翌月末日まで)

※原則、産婦人科受診用となります。

※「妊娠の継続と安全な出産のために治療が必要」と産婦人科医が判断し、紹介状等がある場合は、産婦人科以外の治療も助成対象となります。

県 所得制限内	県 所得制限超
水色の受給者証	ラベンダー色の受給者証

<水色の受給者証>

<ラベンダー色の受給者証>

※小児及び妊産婦マル福の表中のラベンダー色部分は、潮来市独自の「すこやかマル福」制度に該当する部分です。

市では、県の所得制限を超えた方に対しても、市独自で所得制限を撤廃し、医療費の助成を行っております。



③ ひとり親（母子・父子）家庭（所得制限あり） ◆ピンク色の受給者証

- ・ひとり親家庭の18歳未満（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の子とその親
- ・ひとり親家庭の20歳未満（20歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の障がい児とその親
- ・ひとり親家庭の20歳未満（同上）の高校在学者（定時制高校含む）とその親
- ・父母のいない子
- ・父母のいない子を養育している配偶者のない方
- ・配偶者が重度心身障害者マル福を受給している方とその子

<ピンク色の受給者証>

④ 重度心身障害者等（所得制限あり） ◆ピンク色の受給者証

- ・身体障害者手帳1級または2級
- ・身体障害者手帳3級の内部障害（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルス、肝臓機能障害）
- ・身体障害者手帳3級かつ療育手帳B（中度）
- ・療育手帳④（最重度）またはA（重度）
- ・特別児童扶養手当1級の支給対象児童
- ・障害年金1級の受給者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級

<ピンク色の受給者証>

3 自己負担について

●茨城県内の医療機関等で受診する場合

マル福受給者証を窓口**に必ず提示してください。**

外来：医療機関ごとに1日600円 月2回（1,200円）までの自己負担

入院：医療機関ごとに1日300円 月3,000円までの自己負担

薬局：自己負担なし

※重度心身障害者の方は、自己負担はありません。

※マル福受給者証の提示忘れにご注意ください。

●茨城県外の医療機関等で受診する場合

マル福受給者証は**使用できません。**

①窓口で全額支払をします。

②領収書を月ごとにまとめて市民課保険年金グループへ提出してください。

※領収書の提出は、受診日から2・3か月を目安にお願いします。

※同じ医療機関等で同じ月に受診された領収書は、全て提出してください。

③上記、自己負担分を差し引いて、後日振込でお支払いします。

4 申請時に必要なもの

申請するマル福の種類によって提出書類が異なります。詳細については潮来市ホームページまたは担当課までお問い合わせください。

【お問合せ】市民課 保険年金グループ ☎63-1111 内線124